

**熊本県公告第52号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成14年6月12日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により天水町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年1月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂天水店  
玉名郡天水町部田見字参番 2263
- 2 市町村意見の概要  
特になし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局振興調整室  
平成15年1月24日から平成15年2月23日まで

**熊本県公告第53号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成14年6月6日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により西合志町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年1月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂菊南店  
菊池郡西合志町須屋上の原 1936-1
- 2 市町村意見の概要  
意見は特になし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局振興調整室  
平成15年1月24日から平成15年2月23日まで

**熊本県公告第54号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成14年6月14日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により山鹿市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年1月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂東山鹿店  
山鹿市古閑十三部 1006-5
- 2 市町村意見の概要  
特になし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局振興調整室  
平成15年1月24日から平成15年2月23日まで

**熊本県公告第55号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成14年6月14日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により山鹿市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年1月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂山鹿店  
山鹿市熊入町字西田 172-1
- 2 市町村意見の概要  
特になし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局振興調整室  
平成15年1月24日から平成15年2月23日まで